

監査報告書

令和7年5月16日

学校法人近畿大学

理事会 御中

学校法人近畿大学

監事 米田 隆一

監事 増田 大三

私たち学校法人近畿大学監事は、私立学校法第37条第3項（令和5年5月8日施行）及び近畿大学寄附行為第12条（1）から（3）（令和5年4月1日施行）の規定に基づき、令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日）の業務、財産の状況及び理事の業務執行状況について監査を実施いたしました。

監査の方法は、理事会及び評議員会その他重要な会議に出席し、理事から業務の報告を聴取し、また、重要書類を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類について検討するなど、必要だと思われる監査手続きを実施いたしました。

監査の結果、学校法人近畿大学の業務に関する決定及び執行並びに理事の業務執行は適切であり、また令和6年度の学校法人近畿大学の財産の状況は適正なものと認められます。

以上

監査報告書

令和7年5月16日

学校法人近畿大学

評議員会 御中

学校法人近畿大学

監事 米田 隆一

監事 増田 大三

私たち学校法人近畿大学監事は、私立学校法第37条第3項（令和5年5月8日施行）及び近畿大学寄附行為第12条（1）から（3）（令和5年4月1日施行）の規定に基づき、令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日）の業務、財産の状況及び理事の業務執行状況について監査を実施いたしました。

監査の方法は、理事会及び評議員会その他重要な会議に出席し、理事から業務の報告を聴取し、また、重要書類を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類について検討するなど、必要だと思われる監査手続きを実施いたしました。

監査の結果、学校法人近畿大学の業務に関する決定及び執行並びに理事の業務執行は適切であり、また令和6年度の学校法人近畿大学の財産の状況は適正なものと認められます。

以上